

事業者向け省エネ設備更新事業補助金に関するQ & A

【補助事業全般に関すること】

Q 1 この補助事業の目的は？

A 1 自主的な省エネルギー活動に取り組む中小企業等（以下「事業者」という。）を支援するための事業です。

Q 2 この補助事業の対象となる事業は？

A 2 省エネルギー効果のある機器又は設備（省エネ設備）の更新を行い、省エネルギー（省エネ）を推進する事業です。

【補助事業への応募に関すること】

Q 3 補助事業への申請期限と申請書類の提出先は？

A 3 申請期限は令和5年8月31日までです。

なお、申請期限前であっても予算の上限額に達した場合は申請を締め切る場合がありますのでご注意ください。

申請は県経営金融課ホームページより申請様式をダウンロードの上、下記システムより申請してください。

「かんたん申請・申込システム」

(<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202300303>)

【補助対象者に関すること】

Q 4 本社が福島県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

A 4 省エネ設備を導入する施設が県内にあれば補助対象者になれます。

Q 5 補助対象者は、会社法人のみか？個人事業主は対象とならないのか？

A 5 下表に示す中小企業等に該当する個人事業主であって、補助対象の要件を満たす場合は、対象となります。

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「小売業」	5千万円以下	50人以下
④「その他の業種(①②③を④除く)」	5千万円以下	100人以下

Q 6 建物の所有者と省エネ設備を更新したい設備の所有者が異なる場合(建物の所有者は法人、設備の所有者は代表取締役等の場合)、補助の対象となるのか。

A 6 補助対象となりません。

【補助対象事業に関すること】

Q 7 補助対象となる省エネ設備は？新規導入は補助対象となるのか。

A 7 次に掲げる設備が補助対象となる省エネ設備です。

- ① 高効率照明(既存設備の更新に限る)
- ② 空調設備(既存設備の更新に限る)
- ③ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫(既存設備の更新に限る)

ただし、エネルギー消費効率が、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第145条に基づき定められたエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準に掲げる目標基準値以上であるものとし、この基準の対象とならない機器については、メーカーカタログや「省エネ型製品情報サイト」において年10%以上の省エネ改善効果が確認できる機器、または現在使用している設備と比較して年10%以上の省エネ性能の向上が確認できるものとし、

なお、新規導入は補助の対象となりません。

Q 8 補助率は？補助上限額は？

A 8 補助対象経費額の1／2以内となります。

また、補助金額の上限は80万円となります。

Q 9 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A 9 補助の対象となる事業は、未着手のものに限るため、既に工事に着手している場合は補助対象となりません。

なお、補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。

Q 10 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 10 設備設置等を行う施工者への発注、契約、機器の購入をもって、着手とします。

Q 11 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 11 設備設置等を行う施工者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、原則、事業の完了は、1月末までになるよう計画してください。

Q 12 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか。

A 12 他の補助金を受けている場合には、当該補助の対象となりません。

Q 13 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 13 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象となりません。

Q 1 4 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 1 4 この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、省エネが推進されたことを普及啓発することが主目的となりますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

Q 1 5 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 1 5 補助対象となりません。

Q 1 6 施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 6 補助対象となりますが、トラブル防止のため施設の貸主から許可を得た上で申請を行ってください。

Q 1 7 現在使用していない空きテナント等の設備の更新は補助対象となるか。

A 1 7 これまでのエネルギー使用状況と比較し、省エネが推進されたことを確認することができない施設の設備の更新については対象となりません。

【事務手続きに関すること】

Q 1 8 申請をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 1 8 補助金の交付対象者の審査に当たっては、提出された計画書等、必要に応じて、現地調査などを行い、事業内容が補助要件に適合しているか確認し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q 1 9 導入した設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A 1 9 事業者は、補助事業により取得し、又は、更新した設備等（以下「財

産」という)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

また、知事が定める期間(耐用年数期間)を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。

Q 2 0 自社は、従業員 3 0 名の中小企業だが、株主は大企業のみである。補助金を申し込めるか。

A 2 0 みなし大企業に該当しますので、申込はできません。